

第7 各種交通事故防止対策

38 飲酒絡み事故防止対策

1 飲酒運転根絶対策

県警察では、飲酒絡みの事故を防止し、飲酒運転の根絶を図る体制を強化するため、平成27年1月に警察本部に「飲酒運転根絶総合対策室」を設置して飲酒運転の取締りを強化するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた県民総ぐるみの飲酒運転根絶活動を展開するため

- 飲酒運転根絶意識の向上に向けた「飲酒運転根絶宣言書」の署名提出の促進
- 事業所等の自主取組みの支援に向けた「飲酒運転根絶に関する覚書」の締結
- 公務員・自治会等の自主的取組みの支援
- 自治体、飲食店、家庭等と連携した取組の推進
- 高校生に対する飲酒運転根絶に特化した交通安全教育
- 飲酒運転根絶県民大会の実施
- 「飲酒運転の根絶運動の日」（毎月1日）における取組等の各種施策を関係機関・団体と連携して推進しています。



【飲酒運転根絶宣言書提出】



【事業所と連携した出前講座の実施】



【飲酒運転根絶活動の日】



【飲酒運転根絶県民大会】

2 沖縄県飲酒運転根絶条例～平成21年10月1日施行

飲酒運転の根絶を図るためには、「沖縄県飲酒運転根絶条例」の制定趣旨にもありますように、県民ひとり一人が「飲酒運転をしない させない 許さない」社会環境の醸成に向けた取組が重要です。

沖縄県飲酒運転根絶条例骨子

この条例は、県及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的とします。

- 県民は家庭や地域、職場で飲酒運転根絶の取り組みに努める
- 公職にある者は範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転根絶に率先して取り組む
- 事業者は従業員に対し、飲酒運転根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努める
- 飲食店、駐車場所所有者は、飲酒運転防止呼び掛けの文書掲示に努める
- 公安委員会は、再発防止の措置として飲酒運転をした者や、その者に酒類提供した飲食店等に対し必要な措置を講ずるものとする
- 県は、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとする
- 公安委員会は、飲酒運転事故件数や違反者数などの情報を市町村別に作成し、インターネットなどで公表できる
- 県は、総合的な施策推進の基本方針を策定
- 根絶運動の日を毎月1日と定める

3 アルコールに関する正しい知識を！

- アルコールの処理にかかる時間

体内でのアルコールの処理は体重1kgにつき、1時間で0.1グラムという速度です。たとえば体重60kgの人がアルコール20グラムを処理するには3～4時間かかります。これはあくまでも目安です。日頃から飲み過ぎがたたって肝臓が弱っていたり、風邪薬を飲んでいたりすると、アルコールの処理はもっと時間がかかるかもしれません。

一晩寝たから大丈夫、ではとおりません！

知っていますか？二日酔い

それぞれのアルコール**1単位**の目安



チュウハイ
350ml
1単位



泡盛
100ml
1単位



ビール
500ml
1単位



睡眠8時間

アルコールは徐々に分解

1単位のアルコールが抜ける(分解される)には、約4時間かかります。

左のように3単位飲むと…

8時間寝たからといってアルコールが身体で分解されるのは2単位分です。

つまり翌朝は**1単位残っている二日酔い状態**なのです。

酒酔い運転
免許取消し (欠格期間3年)

酒気帯び運転
0.15～0.25mg/ℓ 免許停止90日
0.25mg/ℓ以上 免許取消し(欠格期間2年)

お酒を飲むときは翌日の仕事を考えて、寝ている間にアルコールが分解される適度の量を飲みましょう。

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県交通安全協会連合会・飲酒運転根絶連絡協議会・飲酒運転撲滅の会

1 二輪車事故の原因

二輪車事故の原因として、

- 二輪車は、車両の死角に入ると、車の運転手や歩行者から見えにくい
- 二輪車からも車両が視界を遮り、周囲の安全を確認しにくい
- 二輪車は車体が小さいので、相手に速度や距離を見誤られやすい

ことが考えられます。

また、二輪車運転者の中には、渋滞車両間のすり抜けや無理な車線変更、割り込み運転を繰り返す等事故を誘発する無謀な運転をする者が多く、事故の原因となっているほか、交通マナーの悪さが問題となっています。

2 県警察の取組

県警察では、二輪車事故を防止するために、交通機動隊の白バイ等による二輪車に対する指導取締りを徹底するとともに、

- 二輪車指導・取締り強化月間(7月)
- 交通事故の実態や悲惨さを周知理解させるための交通安全講話
- 自動車学校の教習コースを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育
- コミュニティFM局や広報誌等を活用した広報啓発活動

等のほか、県教育庁や沖縄県二輪車安全普及協会等の関係機関・団体と連携して、

- 高校に出向いての交通安全講話や、白バイ隊員による二輪車実技指導等の交通安全教育
- 二輪車販売店等と連携した街頭における二輪車点検指導等の事故防止対策

等を推進しています。



白バイ隊員による二輪車実技指導



こんな危険な運転していませんか？

県民のみなさまへ



- ★渋滞間のすり抜けはやめましょう！
- ★無理な進路変更や割り込みはやめましょう！
- ★ヘルメットは正しくかぶり、あごひもをきちんと締めましょう！

二輪車は、私たちの身近な乗り物として、通勤・通学等で利用されています。その反面、事故を起こした場合、重大事故につながる危険性があります。ライダーのみなさん、交通マナーを高めて、安全運転を心がけましょう。

40 子供の事故防止対策

1 子供の事故の特徴

子供の交通事故の特徴として、

- 歩行中に事故に遭う割合が高い
- 他の年齢と比較して自転車乗車中の事故が多い
- 放課後の事故が多い
- 幼児は、自動車同乗中の事故が多い

ことなどが挙げられます。

2 県警察の取組

県警察では、新入学児童・園児を対象に4月から7月までの間集中的に

- 子供自転車教室
- 腹話術による交通安全教育
- 模擬信号機を活用した正しい横断方法の指導

等を実施して子供の事故防止対策の他、小学校を母体とする交通少年団の結成の促進及び活動の支援を行なっています。



【交通少年団の結成式】



【子供自転車教室】



【腹話術による交通安全教室】



【模擬信号機による正しい横断方法】

41 自転車事故防止対策

1 自転車事故の原因

自転車事故の原因は、

- 交差点などにおける安全確認を十分にしていない
- 車体が小さく、車両から見落とされやすい
- 免許が無くても乗れるため、自転車の交通ルールやマナー遵守の意識に乏しい

ことが考えられます。

自転車は、誰もが気軽に乗れる便利な乗り物ですが、軽車両で車の仲間です。交通ルールとマナーを守って、安全運転を心がけましょう。

■ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外(※注)
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転の禁止、二人乗りの禁止、並進禁止、信号を守る等)
- 5 子どもはヘルメットを着用

※注 例外とは、普通自転車通行可の標識のある歩道は自転車で通行することができます。
また、13歳未満の子ども、70歳以上の方については、「普通自転車歩道通行可」の標識がなくても歩道を走行することができます。)

2 県警察の取組

県警察では、自転車事故を防止するために、悪質な自転車利用者に対する指導・警告を実施するとともに、

- 小学生から高校生までもを対象とした自転車教室の開催
- 交通ボランティア等と連携した街頭での自転車の安全な乗り方指導
- 自転車販売店等と連携した街頭での点検整備指導
- 祭りイベント会場での子供自転車教室の開催

等の事故防止対策を推進しています。



県民のみなさまへ

平成27年6月1日から自転車運転者講習制度が始まりました。

自転車利用者が、過去3年以内に下記14種類の危険な行為で2回検挙されると、講習を受講しなければなりません。

「自転車も車両」という認識のもと、自転車の利用者は交通ルールをきちんと理解し、マナーを守ることで交通事故防止に努めましょう。

受講義務の対象となる危険行為 14類型

- ①信号無視
- ②交通禁止道路(場所)通行
- ③歩行者用道路における歩行者妨害
- ④歩道通行、右側通行(車道)
- ⑤路側帯における歩行者通行妨害
- ⑥遮断踏切への立入り
- ⑦左方優先車の妨害・優先道路通行車の妨害等
- ⑧右折時における直進車や左折車の通行妨害
- ⑨環状交差点における安全進行義務違反
- ⑩指定場所での一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

42 高齢者の事故防止対策

1 高齢者事故の特徴

高齢者事故の特徴として、

- 道路横断中に事故に遭う割合が高い
- 他の年齢と比較して歩行中の死亡、重傷率が高い
- 他の年齢と比較して運転者自身が事故の原因となった比率が高い
- 他の年齢より運転者の死亡、重傷率が高い

ことなどが挙げられます。

高齢者の事故の場合は、加齢に伴う身体機能の低下の影響等から、判断能力、行動力の遅れを招き、事故に遭遇していると考えられます。

2 県警察の取組

県警察では、高齢者事故を防止するため、

- 高齢者交通安全大学の開講
- 出前式高齢者交通安全講話
- 高齢歩行者に対する交通安全教育用チラシや反射シートの配布
- 運転免許更新時における高齢者講習の実施
- 運転免許自主返納制度の支援活動の充実

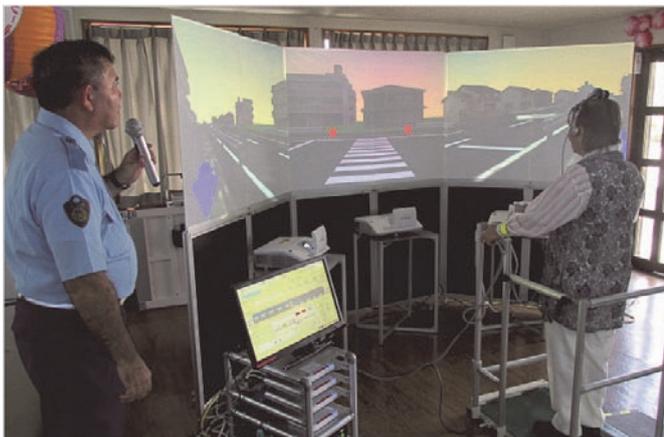
等の安全教育を中心とした事故防止対策を推進しています。



【高齢者交通安全大学開催状況】



【高齢者宅戸別訪問による安全指導】



【歩行者教育システムを活用した講習】



【クイックアームによる反能機能診断】

1 シートベルト・チャイルドシートの非着用の危険性

通常、成人が手や足で支えられる力は、体重の2倍程度と言われており、例えば60kgの成人男子がいざという時、支えられるのは120kgで、これは時速7キロで衝突した際に体に加わる力です。例えば、速度40キロで走行中に事故にあった場合に、体に加わる力は体重の10倍にも達し、そのため手足で支えきれず、

- 交通事故の衝撃で全身を車内で強打する可能性がある
- 交通事故の衝撃で車外に放り出される可能性がある
- 後部席で着用しなかった場合、前席の人と衝突し、両者が怪我をする可能性があることなどが挙げられます。

2 沖縄県のチャイルドシートの使用率が低い

チャイルドシートの使用率について、平成26年4月に警察とJAFとの合同による「チャイルドシート使用調査」を行なったところ、県内の平均使用率は、**43.4%(全国平均61.9%)**という極めて低い結果でした。

3 県警察の取組み

県警察では、シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底するため、

- 産婦人科や保育園の職員、保護者などにチャイルドシート着用の重要性を指導
- チャイルドシートの正しい取付け方法の指導
- シートベルトコンビンサーを活用した体験型交通安全教室

等の安全教育を中心とした事故防止対策を推進しています。



シートベルト・チャイルドシートは正しく着用し、自分自身だけでなく同乗している家族や子供などの大切な命を守りましょう。